区役所に相談に行っても「滞納されます)を発行しています。れば差額分は戻りますが戻り分は格書」(窓口で全額負担。区役所

|戻り分は滞納に回!。 区役所に申請す

短期証」(有効期限が3~4か月)

今年度札幌市国保料が決まる

-

誠実に対応する」よう求めています。ながら「相談者の声にきちんと耳を傾民商では、札幌社保協等他団体と協



ただけではありません。 は必ず開 一人で悩まずに民ているのは、あな

が重要です。その上で、役員・事務局に早く相談これらの書類はまず開けて中身を確認することたが中身を見ていなかった」方がほとんどです。 者の多くは「区役所や税務署から督促状が来て この多くは「区役所や税務署から督促状が来てい国保料や税金の滞納で差し押さえをされた相談

札幌市では、ここ数年国保料滞 つめ「資源納者に「 を全世帯に交付

「高すぎる国保料をなんとかして」の声は多くの市民共通の願い増えて81万円にのぼっています(裏面に金額を掲載)。市民の経済状態が厳しくなる中、最高限度額は前年よりも4万円札幌市の今年度国民健康保険(国保)料の金額が決まりました。 民商で一緒に分割納 付・減免申請を行いましょう。



札幌市中央区 南1条西14丁目 TEL281-2808 FAX281-2832

Eメール info@tyu-min.com ホームページ http://www.tyu-min.com



国保納付相談の日程

認

を

6月23日(月)午後1時30分 民商事務所集合

6月24日(火)午後2時 区役所ロビー集合

6月26日(木)午後2時 豊平区 区役所ロビー集合

☆相談希望の方は、準備の都合がありま すので、必ず事前に事務所へ連絡ください



※6月に送られてきた新年度の納付書 と印鑑を持って参加して下さい ※他の区については、引き続き日程を 決めていきます(連絡下さい)

消費税增税影響調査 消費税・憲法署名にご協力を

6月から役員の皆さんが会 費の集金と合わせて「消費税 増税影響調査」と「消費税・ 憲法署名」への協力求める会 員訪問を行っています。

役員は腕章と名刺を持って 訪問しますので、皆さんのご 協力をお願いします。



「民商会費」「商工新聞代」納入のご案内

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営 しています。毎月15日までに納入をお願いしています。 合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしく お願いします

宣伝カー募金も集めていますので、引き続きご協力をよろ しくお願いします。